

副 本

訴 状

平成30年 1月 5日

東京地方裁判所民事部 御 中

原告ら訴訟代理人

弁護士 山 下 幸 夫



〒 277-0827 千葉県柏市松葉町7丁目13番6号

原 告 浅 野 健 一

〒 168-0064 東京都杉並区永福4丁目3番2号

原 告 山 際 永 三

〒 160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目2番3号

新宿アイランドアネックス305号

新宿さきがけ法律事務所 (送達場所)

電 話 03-6279-4438

FAX 03-6279-4439

原告ら訴訟代理人

弁護士 山 下 幸 夫

〒 194-0211 東京都町田市相原町4342 法制大学社会学部内

被 告 日本マス・コミュニケーション学会

代表者会長 佐 藤 卓 己

〒 602-8580 京都府京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町601番地

同志社大学今出川校地内

被告 伊 藤 高 史

〒 104-0043 東京都目黒区下目黒 3 丁目 6 号 1 号

被告 株式会社 学文社

代表者代表取締役 田 中 千 津 子

## 損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金 4 9 0 万円

ちょう用印紙額 金 3 万円

## 第 1 請求の趣旨

- 1 被告日本マス・コミュニケーション学会は、本判決確定後の直近に発行される学会誌「マス・コミュニケーション研究」に、別紙記載の記事を掲載せよ。
- 2 被告らは、原告浅野健一に対し、連帯して、金 2 2 0 万円及びこれに対する平成 2 8 年 1 月 3 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 3 被告らは、原告山際永三に対し、連帯して、金 1 1 0 万円及びこれに対する平成 2 8 年 1 月 3 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は被告らの負担とする。  
との判決並びに仮執行宣言を求める。

## 第 2 請求の原因

### 1 当事者

#### (1) 原告ら

##### ア 原告浅野健一

原告浅野健一（以下「原告浅野」という。）は、ジャーナリストであり、平成 6 年 4 月から平成 2 6 年 3 月末までの 2 0 年間、同志社大学社会学部

メディア学科及び同大学大学院社会学研究科メディア学専攻博士課程において教授の職にあった者であり、『犯罪報道の犯罪』（学陽書房，1984年）ほか多数の著書があり（甲1），平成6年4月から現在に至るまで，被告日本マス・コミュニケーション学会（旧称・日本新聞学会）の正会員である者である。

## イ 原告山際永三

原告山際永三（以下「原告山際」という。）は，映画監督，演出家，評論家，日本映画監督協会常務理事を務めるなどしている者であり（甲2），平成2年から現在に至るまで，被告日本マス・コミュニケーション学会の正会員である者である。

なお，原告山際は，これまで，原告浅野と一緒に，被告日本マス・コミュニケーション学会のワークショップを6回行っている（①平成2年に北海道東海大学において「人権と犯罪報道－和歌山カレー事件報道を検証する」，②平成3年に同志社大学において「新聞各社の苦情対応組織とメディア責任制度」，③平成20年に中京大学において「裁判員制度とメディア責任制度」，④平成23年に早稲田大学で「冤罪をなくすために報道はどう変わるべきか」，⑤平成27年に同志社大学で「警察リークと犯人断定報道」，⑥平成28年東京大学本郷キャンパスにおいて「安倍晋三政権の言論統制と『新聞に軽減税率』」）。

## (2) 被告ら

### ア 日本マス・コミュニケーション学会

被告日本マス・コミュニケーション学会は，昭和26年（1951年）に日本新聞学会として設立された学会であり，その規約によると，①ジャーナリズムおよびマス・コミュニケーションの学記述的研究調査，②研究者の連絡および協力促進，③研究会および講演会の開催，④機関紙その他の図書の刊行，⑤外国の学会との連絡および協力，⑥ジャーナリズム教育の普及・助成などを目的として活動する学会であり，「開かれた学会」を

目指すことを標榜しており（甲3）、学会誌として「マス・コミュニケーション研究」を発行している（甲4）。

#### イ 被告伊藤高史

被告伊藤高史（以下「被告伊藤」という。）は、表現の自由とジャーナリズム（社会学）を研究テーマとする同志社大学及び同大学院の教授（元日本新聞協会職員、創価大学教授を経て、平成27年4月、原告浅野の公認補充人事で赴一）であり、被告日本マス・コミュニケーション学会の会員として、同学会が編集・発行する学会誌「マス・コミュニケーション研究」第88号の編集委員会委員長だった者である（甲13の1）。

#### ウ 被告株式会社学文社

被告株式会社学文社（以下「被告学文社」という。）は、書籍、雑誌の出版及び販売等を目的とする株式会社であり、被告日本マス・コミュニケーション学会が編集・発行する学会誌「マス・コミュニケーション研究」を発売している者である。

### 第3 学会機関誌「マス・コミュニケーション研究」第88号に原告浅野が執筆した報告文の本文が掲載されないまま発行されるに至った経過

- 1 平成27年6月13日と同月14日に開催された被告日本マス・コミュニケーション学会の2015年度春季発表会の2日目である同月14日に同志社大学新町キャンパス・臨光館211教室において開催された「ワークショップ7」は、「警察リークと犯人断定報道－袴田事件から氷見事件まで」と題して、原告浅野が司会をし、原告山際が問題提起者として発言し、会場には袴田事件で再審請求をしている袴田巖さんの実姉の袴田秀子さんを含めて15名が参加して行われた。
- 2 原告浅野は、このワークショップの報告文（甲5）を作成し、平成27年8月12日、被告日本マス・コミュニケーション学会の学会編集委員会の求め（甲

6) に応じて送付した。

- 3 これに対して、平成27年8月15日、同編集委員会の委員である訴外土屋礼子から、電子メールで、「…報告原稿の最後の段落につきましては、ワークショップの報告としては違和感がございます。これは取り敢えず私個人の意見ですが、編集委員会担当理事の間で協議致しまして、改めて修正点などについて、ご連絡差し上げたく存じます。」との内容が伝達された(甲7)。

これに対して、原告浅野は、同年8月23日に訴外土屋礼子に対して返事をしたが、それに対して何の返答もなかった。

- 4 その後、被告日本マス・コミュニケーション学会の会長大石裕名で、同年9月11日付の書面(甲8の1乃至3)が内容証明郵便で原告宅に届き、「理事会での審議の結果、貴原稿のなかで『5月14日発行の学会会報に掲載された司会者・浅野の『所属』は』から始まる最後の段落について、削除を含む改稿をお願いすることになりました」として、改稿することを求める文書を送付し、「学会誌の編集作業の都合上、9月末日までにご回送いただければ幸いです。」との内容が述べられていた。

これに対して、原告浅野は、原告山際とも相談の上で、同年9月30日付けで、「削除要請の部分は、ワークショップで私が参加者にレジュメ…を配り、詳しく説明し、簡単に討論もした内容です。」(配布したレジュメは、原告浅野のものが甲9、原告山際のものが甲10)、「会長、理事会が、原稿の著者である私から一度も意見を聞かず、一方的に削除要請するなど、言論のあり方を調査研究対象としている伝統ある学会として全く不適切な姿勢です。」などと述べて、「私は、8月13日に送信した原稿をそのまま掲載していただくようお願いします。」と述べた文書を送付した(甲11)。

- 5 その後、被告日本マス・コミュニケーション学会の第35期総務担当理事であった訴外藤田真文が、原告に対して、同年12月3日付の文書を内容証明郵便で送付し(甲12の1, 2)、そこでは、「…10月31日に文京大学で開催され

た理事会で再度審議した結果、貴殿の原稿については引き続き改稿をお願いするとともに、『マス・コミュニケーション』88号への掲載は見送らせていただくこととなりました。」と述べた上で、「以上の経過についてご賢察いただき、お送りいただいたワークショップの記録を改稿いただきますよう再度お願い致します。ご多用中恐れ入りますが、改稿された原稿は、学会誌の編集作業の都合上、2016年2月末日までにご回送いただければ幸いです。」と述べていた。

- 6 ところが、原告がこれに対して返事をする期限の1ヶ月以上前であった平成28年1月31日ころ、被告日本マス・コミュニケーション学会は、『マス・コミュニケーション』88号(以下「本件紀要」という。)を発行し(甲13の1)、被告学文社が発売した。

同号の207頁には、その見出しとして、「ワークショップ7 警察リークと犯人断定報道―袴田事件から氷見事件まで」が掲載され、「司会 浅野健一(同志社大学〔学校法人同志社と地位確認係争中])」、「問題提起者 山際永三(日本映画監督協会)」として、本文は全て不掲載となり、「※ワークショップ7の報告は、諸事情により掲載を見送らせていただきます。」とだけ記載された白紙状態で掲載された(甲13の2)。

- 7 本件紀要は、被告マスコミ学会の会員に頒布されるとともに、一般の書籍市場にも出回っている。

原告浅野が、被告学文社に問い合わせたところ、同年2月2日に、その取引先の取次販売会社4社を通じて新刊本として194冊を納入し、同年5月2日現在、42冊の返品があり、差し引き152冊が書店で販売されるか市場に出回っていることになる。

- 8 その後、原告浅野は、被告日本マス・コミュニケーション学会に対して、原告浅野と被告マスコミ学会との協議中に本件紀要を発行したことについて問い合わせたところ、被告日本マス・コミュニケーション学会の会長大石裕及び同総務担当理事藤田真文(肩書はいずれも当時)は、平成28年3月16日付けで、

「日本マス・コミュニケーション学会理事会は、当学会がこの裁判に関わることは学会の活動目的の範囲を超えると理解した。」、「従って、係争中の裁判に関する浅野会員の主張を掲載する内容を含むワークショップの記録は、学会誌に掲載することは妥当ではないと考えた。従って、浅野会員の原稿の掲載は見送ることとした。」と回答するに至っている（甲14の1, 2）。

- 9 その後、被告日本マス・コミュニケーション学会の2016年度春季研究発表会での「ワークショップ9 安倍晋三政権名の原論弾圧と『新聞な軽減税率』と題するワークショップ（司会は原告山際、問題提起者は原告浅野）については、原告山際による報告記事が、『日本マス・コミュニケーション研究』90号179, 180頁に掲載されている（甲15）。

#### 第4 被告らの不法行為

- 1 被告日本マス・コミュニケーション学会の正会員である被告らとしては、同学会の学会誌である「ジャーナリズム研究」には、同学会の発表会におけるワークショップについて一定の基準を満たした報告文が、同学会誌に掲載されることを期待することは、法的に保護される利益があると考えられる（東京地裁平成21年（ワ）第17474号損害賠償請求事件・平成22年3月18日判決参照〔ウエストロー・ジャパン文献番号2010WLJPCA03188002〕）。
- 2 原告浅野は、被告マスコミ学会から、原告が送付した原稿の最後の段落について、削除を含む改稿を依頼され、それに対して、原告浅野は、被告マスコミ学会に対して全文の掲載を求め、それに対して、被告日本マス・コミュニケーション学会からは、再度、原告が送付した原稿の最後の段落について削除を含む改稿を求めるとともに、本件紀要への掲載を見送ることと、原告浅野からの回答期限を平成28年2月末日までとする旨を連絡して、まだ協議中であったにもかかわらず、同年1月31日に本件紀要を発行し、上記第3, 6で述べたように、本文を一切掲載しない形で本件紀要に掲載したものである。

- 3 原告浅野としては、再考して、原告が送付した原稿の最後の段落について、削除を含む改稿して送付する余地があったにもかかわらず、それを無視して本件紀要が発行されたものであり、そのために、原告山際による問題提起を含む被告日本マス・コミュニケーション学会としても掲載に問題がないと判断されていた部分まで、全て掲載されないことになってしまったのである。
- 4 被告日本マス・コミュニケーション学会は、前述したとおり、平成28年3月16日付けの文書（甲14の1）において、「日本マス・コミュニケーション学会理事会は、当学会がこの裁判に関わることは学会の活動目的の範囲を超えると理解した。」「従って、係争中の裁判に関する浅野会員の主張を掲載する内容を含むワークショップの記録は、学会誌に掲載することは妥当ではないと考えた。」などと述べている。

しかしながら、原告浅野は、被告日本マス・コミュニケーション学会の平成26年（2014年）度春季研究発表会において、「ワークショップ5」として、「打開できるか警察主導—事件事故報道の匿名実名問題」を開催し、その際の報告文が「マス・コミュニケーション研究」86号190, 191頁に掲載されているが（甲16）、その末尾の段落では、原告が、学校法人同志社に対して、地位保全仮処分申立と地位確認請求の裁判を起こしたこと等が報告されているが、何の問題もされずに掲載されている。

また、原告山際は、被告日本マス・コミュニケーション学会の平成28年（2016年）度春季研究発表会においても、「ワークショップ9」として、「安倍晋三政権の言論統制と『新聞に軽減税率』」を開催し、その際の報告文が「マス・コミュニケーション研究」90号179, 180頁に掲載されているが（甲15）、ここでは、『マス・コミュニケーション』88号における報告文が、「諸事情により掲載を見送らせていただきます。」との注意書き、見出しだけの白紙のまま発行された件につきとりあげ、原告山際は、「学会執行部・理事会・編集委員会が取った処置は重大な言論弾圧であり、はなはだ遺憾である」



との発言がそのまま掲載されている。

今回の報告文の最後の段落においては、原告の肩書の変更について、「学会役員は4月から、所属について何度も尋ねてきた。私は、なぜ14年度までの表記ではダメなのか、どこの誰が問題にしているのかを役員に尋ねたが、納得のいく説明はなかった。」云々と述べており、被告日本マス・コミュニケーション学会を批判する内容になっていることから、この部分を削除するように求めたとすれば、批判の自由を一切認めないのであれば、被告日本マス・コミュニケーション学会が、そもそも、言論の多様性を認め、「開かれた学会」を目指すことを謳っていることに反している。

ちなみに、日本マス・コミュニケーション学会の第35期第13回理事会(平成平成29年5月13日開催)において、「山田理事より総会資料、大会プログラムの編集作業において、所属表記の方法が悩ましい問題出会ったことが報告された。研究機関名まで正確に書いてくれないと困るという要望が少なからずあったこと、また非常勤講師という肩書きを明記して欲しいという要望がしばしばあるという実情が指摘され、これが原則大学名のみ表記するという既存の編集方針と矛盾してしまうことが説明された。今後の方向性として、これら個別の意向を無視することはできないので、個別の意向を聞きながら、あくまでも可能な範囲で、全体としての形式的統一感をできるだけ守るように配慮することが望ましいとの見解が示された。これに対して藤田総務担当理事からも所属表記について各人のニーズが多様化してきている現状に対応する必要があるとの見解が示された。」との議論がなされたことが明らかになっている(甲17)。

5 したがって、被告日本マス・コミュニケーション学会における本件紀要の編集委員会委員長である被告伊藤を含む同学会の担当者の故意又は過失により、原告らの本件紀要に掲載されることを期待する法的利益を侵害し、後記損害を発生させたものであるから、被告伊藤には不法行為(民法709条)が成立する。

そして、被告伊藤を含む担当者を使用する被告日本マス・コミュニケーション学会に使用者責任（民法715条）が成立することは明らかである。

また、本件紀要を発売する被告学文社の担当者においても、同207頁に、本文が一切掲載されず、「※ワークショップ7の報告は、諸事情により掲載を見送らせていただきます。」と記載された極めていびつで異常な状態であり、原告らの法的利益を侵害していることを認識することができたはずであるにもかかわらず、その本件紀要を一般市場に亮通させて販売したものであるから、その担当者を使用する被告学文社にも不法行為（民法715条1項）が成立する。

## 第5 原告らの損害

### 1 精神的損害

#### (1) 原告浅野について

原告浅野は、これまで関わってきた報道問題について、自らが提案して企画して、関心がある人たちに広く知ってもらいたいと考えて執筆したワークショップの報告内容が、本件紀要に全く掲載されなかったことにより、多大な精神的苦痛を受けており、その苦痛を慰謝するための慰謝料は金200万円を下らない。

#### (2) 原告山際について

原告山際は、原告浅野が提案し、それに賛同して問題提起者を務めたワークショップの報告内容が、本件紀要に全く掲載されなかったことにより、多大な精神的苦痛を受けており、その苦痛を慰謝するための慰謝料は金100万円を下らない。

### 2 弁護士費用

#### (1) 原告浅野について

原告浅野は、本件訴訟の提起について弁護士を依頼せざるを得なかったものであり、本件不法行為による弁護士費用としては金20万円が相当である。

## (2) 原告山際について

原告山際は、本件訴訟の提起について弁護士を依頼せざるを得なかったものであり、本件不法行為による弁護士費用としては金10万円が相当である。

## 第6 原告浅野に投稿掲載請求権が認められるべきこと

被告日本マス・コミュニケーション学会は、学会誌「マス・コミュニケーション研究」の投稿規程を設けており（甲18）、投稿資格を有する者の投稿においては、その執筆要領に定められた形式や分量を守り、申込締切までに投稿申込がされた投稿については掲載すべきであり、正会員には、被告日本マス・コミュニケーション学会に対する投稿掲載請求権があると認められるべきである。

投稿規定には、「投稿原稿の掲載の可否・順番については、編集委員会が決定する。」とされており、編集委員会が、掲載の可否についての裁量を有するかのよう規定している。しかしながら、被告日本マス・コミュニケーション学会が、言論の多様性を認め、「開かれた学会」を目指すことを謳っていること（甲4）からすれば、その内容を理由として掲載を拒否することは許されないというべきである。

よって、編集委員会に掲載を拒否する権限がないにもかかわらず、掲載が拒否された原告浅野の本件原稿については、本判決確定後の直近に発行される学会誌「マス・コミュニケーション研究」に掲載することが認められるべきである。

## 第7 結 語

よって、①原告浅野は、被告日本マス・コミュニケーション学会に対し、投稿掲載請求権に基づき、別紙の記事を、本判決確定後の直近に発行される学会誌「マス・コミュニケーション研究」に掲載することを請求するとともに、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償として、金220万円及びこれに対する

不法行為の日である平成28年1月31日から支払済みまで民事法定利率年5分の割合による遅延損害金を、②原告山際永三は、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償として、金110万円及びこれに対する不法行為の日である平成28年1月31日から支払済みまで民事法定利率年5分の割合による遅延損害金の各支払いを求める次第である。

なお、被告らの損害賠償債務は、不真正連帯債務である。

### 証 明 方 法

甲第1号証 ウィキペディアの「浅野健一」の項目

甲第2号証 ウィキペディアの「山際永三」の項目

甲第3号証 日本マス・コミュニケーション学会規約等

甲第4号証 日本マス・コミュニケーション学会（旧・新聞学会）のご案内

甲第5号証 原告浅野が送った原稿

甲第6号証 電子メール

甲第7号証 電子メール

甲第8号証

の1 「浅野健一様」の書き出しの文書

甲第8号証の

の2, 3 封筒の表裏

甲第9号証 ワークショップ7の資料（原告浅野健一作成）

甲第10号証 ワークショップ7資料（原告山際永三作成）

甲第11号証 「日本マス・コミュニケーション学会 会長 大石裕様」の書き出しの文書

甲第12号証

の1 「浅野健一様」の書き出しの文書

甲第12号証

の2 封筒

甲第13号証

の1 「マス・コミュニケーション研究」88号(抜粋)

甲第13号証

の2 同上

甲第14号証

の1 「浅野健一先生」の書き出しの文書

甲第14号証

の2 封筒

甲第15号証 「マス・コミュニケーション研究」90号(抜粋)

甲第16号証 「マス・コミュニケーション研究」86号(抜粋)

甲第17号証 日本マス・コミュニケーション学会 会報(抜粋)

甲第18号証 『マス・コミュニケーション研究』投稿規程

その他必要に応じて口頭弁論にて提出する。

#### 附属書類

- 1 訴状副本 3通
- 2 甲号証写し 各3通
- 3 被告日本マス・コミュニケーション学会規約 1通
- 4 資格証明書 1通  
(被告(株)学文社の資格証明書は追完する。)
- 5 訴訟委任状 2通

## 別紙

『マス・コミュニケーション』88号207頁に、「ワークショップ7 警察リークと犯人断定報道—袴田事件から氷見事件まで」として、「※ワークショップ7の報告は、諸事情により掲載を見送らせていただきます。」と述べて本文を掲載しませんでした。これは当学会がその判断を誤って不掲載にしたものであり、執筆者である浅野健一様に対し、深くお詫びし、改めて、掲載すべきであった原稿を掲載させていただきます。

### ワークショップ7

#### 「警察リークと犯人断定報道—袴田事件から氷見事件まで」

1966年に静岡県でみそ製造会社専務一家4人が死亡した殺人事件で死刑が確定、静岡地裁が2014年3月27日、再審開始を決定した「袴田事件」の捜査段階における報道を検証した。地裁決定の日に釈放された袴田巖さんの姉、袴田秀子さん（浜松市在住）が参加した。

問題提起者の人権と報道・連絡会事務局長、山際永三さん（日本映画監督協会・理事）は国立国会図書館で、当時の全国紙、静岡新聞、中日新聞の記事をコピーしてワークショップの会場で配布した。毎日新聞の記事は本数、スペースともに、圧倒的に多く、犯人視報道ばかりだった。

毎日は1966年8月18日朝刊で、《従業員「袴田」に逮捕状》などという大見出しの記事で逮捕を“スクープ”した。9月12日付静岡版トップに、「“科学捜査”の勝どき」という見出しの佐々木武惟（たけこれ）静岡支局長（2007年に死去）の署名記事（7段）が載っている。佐々木氏は《当局の地道な努力》を持ち上げる一方で、袴田さんを《情操が欠け、一片の良心も持ち合わせていない》と攻撃した。山際さんは、佐々木氏が元毎日新聞社会部長の肩書で出版した『事件記者—スクー

ブにかけた 30 年』(1980 年, グリーンアロー・ブックス)の中の記述を取り上げた。佐々木氏が同書を出版した年の 11 月, 最高裁が上告を棄却し, 死刑判決が確定している。

同書によると, 「シンパ刑事」の捜査員が袴田さん逮捕の前夜, 支局 3 階にある支局長宅まで来て, 翌朝の逮捕を逮捕時の警官 60 人の配置図まで書いて伝えてくれたという。県警の刑事への連日の「夜討ち」で入手した「逮捕状をとった」「袴田あす逮捕」情報を確認するため, 東京本社社会部を通じ, 警察庁の幹部に警察庁へ当てさせたという記述もあった。

山際さんは比較的新しいリークの事例として, 2002 年に富山県氷見市で起きた強かん事件で逮捕・起訴され, 服役後に“真犯人”が現れた冤罪・氷見事件の柳原浩さんのケースと比較し, 警察と報道の関係は袴田事件のころと変わっていないと指摘した。氷見事件では, 「余罪」に関するリーク読売新聞記事(02年4月16日)と同じ情報が, 「捜査指揮簿」(同15日)という内部記録に残されていたことが判明している。

静岡地裁の再審開始決定から1年半になるが, 検察の時間稼ぎの不当な東京高裁への即時抗告によって, 再審開始決定はまだ正式には決まっていない。

山際さんは, メディアがDNA型鑑定で地裁の再審決定が出たかのように報道しているのは間違いだと述べた。記事の書き出しで, 「再審開始決定の決め手となったDNA型鑑定」(中日新聞)と書く報道機関が多い。

山際さんの報告後, 参加者との討論が行われた。「警察官によるメディア記者へのリークは公務員法の守秘義務違反ではないか」という見解に対し, 司会の浅野は「冤罪を暴くなどの内部告発的な情報提供もあるので法的対応ではなく, 社会的に解決するしかない」と述べた。また, 警察の記者クラブ加盟のメディアへの報道管制が強まり, 当局にとって都合のいい情報しか伝わらない構造になっていることを報道界は深刻に受け止めるべきだと指摘した。

同志社大学で留学生に日本語・文化を教えている教員は「新聞の読み方, テレビ

の見方を教えているが、事件報道だけでなく、報道記者が当局の言い分だけを報じているケースが多いことを学生に知らせなければならない」と話した。

秀子さんによると、巖さんは自分が逮捕された当時の記事を見ていない。「書かれる側」が読まないという前提で取材・報道が行われているのは極めて非正常だ。

袴田さんの家族が報道によって受けたダメージは非常に大きい。

本ワークショップについて、京都の司法記者クラブと大学記者クラブに案内文(秀子さん参加情報も)を送ったが、一社も取材に来なかった。

5月14日発行の学会会報に掲載された司会者・浅野の「所属」は「同志社大学(学校法人同志社と地位確認係争中)」となっていた。1994年以降、私の所属は「同志社大学」であった。学会役員は4月から、所属について何度も尋ねてきた。私は、なぜ14年度までの表記ではダメなのか、どこの誰が問題にしているのかを役員に尋ねたが、納得のいく説明はなかった。新表記に違和感も残るが、私が同志社から解雇され京都地裁に地位確認請求訴訟を起こして裁判中である事実を学会会員に知ってもらえてよかった。浅野は「所属問題での見解」文書を学会で配付した。希望者には送付したい。(参加者12名)(浅野健一)